

医療法人等に係る所得の区分及び基準法人所得割額に関する計算書(所得あん分方式)

法人名
事業年度

・
・

から
まで

1 所得の区分計算

科 目			金 額	備 考
所 得 金 額		①	円	
医療事業と医療事業以外の事業を併せて行う場合の所得の区分	医療事業以外の事業に係る所得金額	②	※1	
	医療事業に係る所得金額 ①－②	③		
社会保険診療に係る所得金額 ①×G又は③×G		④		1円未満の端数は、正数の場合は切り上げ、負数の場合は切り捨ててください。
課 税 所 得 金 額 ①－④		⑤		
欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 の 当 期 控 除 額		⑥		
法 人 事 業 税 の 課 税 標 準 と な る 所 得 金 額 ⑤－⑥		⑦		委託事業に係る所得金額がない場合は、この欄の金額を省令第6号様式②6欄に転記してください。
委 託 事 業 に 係 る 所 得 金 額 ⑤× $\frac{D}{B}$		⑧		正数の場合は1円未満の端数を切り上げ、負数の場合は零としてください。
所 得 金 額 差 引 計 ⑦－⑧		⑨		委託事業に係る所得金額がある場合は、この欄の金額を省令第6号様式②6欄に転記してください。

※1 土地等の譲渡損益、有価証券の譲渡損益又はこれらの評価損益その他これに類するものがあるときは、その額を含めて計上してください。

(計算の基礎とする収入金額の計算)

科 目		金 額	備 考
社 会 保 険 診 療 に 係 る 収 入 金 額 A		円	
そ の 他 の 収 入 金 額 B	自 由 診 療 収 入		
	労 災 保 険 診 療 収 入		
	社会保険診療に該当しない介護保険収入	※2	
	そ の 他 診 療 等 に 係 る 収 入 C		
	委 託 事 業 に 係 る 収 入 D		
	受 取 利 息 等		
	雑 収 入 E	※3	
医 療 事 業 等 に 係 る 収 入 金 額 (A+B) F			
あ ん 分 率 (A/F) G			小数点第4位未満は切り上げてください。

※2 社会保険診療に該当しない介護保険収入について
介護保険法の規定に基づくサービスのうち社会保険診療に該当しないサービスの収入金額を計上してください。

- ※3 雑収入について
- ① 圧縮記帳の対象となる国庫補助金等及び保険金等については、当該金額から圧縮記帳により損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額を計上してください。
- ② 補助金・助成金については、補助・助成の対象となる費用として支払った金額を控除した金額（当該金額が零以下であるときは零とします。）を計上してください。
- ③ 保険金等の金額については、保険金等の金額から事故当事者又は当該事故当事者の親族等に支払った金額を控除した金額（当該金額が零以下であるときは零とします。）を計上してください。
- ④ 従業員から受け取る給食収入は、当該給食収入に係る給食の材料費相当額を控除した金額（当該金額が零以下であるときは零とします。）を計上してください。
- ⑤ 各種引当金及び準備金の戻入額は収入金額には含めないでください。

2 基準法人所得割額の計算

この表は委託事業に係る減免の適用を受ける法人が、地方法人特別税の基準法人所得割額を計算するためのものです（⑧欄に金額のある法人のみ記載）。

摘 要		所得割の課税標準	税率 ($\frac{\quad}{100}$)	基準法人所得割額
所 得 金 額 総 額 (「1 所得の区分計算」の⑦の欄の金額)	⑩	円		
年 400 万 円 以 下 の 金 額	⑪	000		円 00
年 400 万 円 を 超 え る 金 額	⑫	000		00
	⑬	000		00
計 ⑪ + ⑫ + ⑬	⑭	000		00
軽 減 税 率 不 適 用 法 人 の 金 額	⑮	000		00

※ ⑭又は⑮の「基準法人所得割額」欄の金額を省令第6号様式⑤9欄（所得割に係る地方法人特別税額）の「課税標準」欄に転記してください。